

# あなたの施術所の広告！

# 違法

## になっていませんか？

- 施術所の広告に **名称や業務内容等定められた事項以外の内容を記載することは、あはき法及び柔整師法違反** になります。  
(定められた事項については裏面を御確認ください。)
- 最近これらの違反広告が大きな問題となっていますので、皆様においても再点検をお願いします。

※違反した場合、三十万円以下の罰金刑に処される場合があります。

### 【違法広告例】

〇〇鍼灸院・接骨院  
または  
〇〇鍼灸院  
〇〇接骨院  
の併記 であれば 〇

部位・症状表示 × 〇〇 鍼灸接骨院

腰痛 冷え性 五十肩 関節痛 ぎっくり腰 スポーツ障害 ヘルニア むち打ち 等々

こんな症状のある方！ 他院で治らないと言われた方も！！

当院院長が あの手! この手で!! 治療いたします!!!

メッセージ ×

医療と誤認しやすいもの ×

ダイエット整体や アンチエイジカイロ でもおなじみ △▼院長

私が 治します

法定外の 医療類似行為 の表示 ×

施術写真 ×

料金表示 × 初回特別キャンペーン 今なら な な なんと! 3,000円 60分 税込 たったの

各種保険取扱 (労災・交通事故・生活保護もOK)

「各種保険取扱」「労災」「交通事故」「生活保護」等の表示は認められないため ×  
『医療保険療養費支給申請ができる旨』であれば、鍼灸の場合『医師の同意が必要』、柔整の場合『骨折・脱臼の場合は医師の同意が必要』であることを併記すれば 〇

堺市保健所では、違反広告（看板、表示、チラシ等）に対し、必要な改善指導を行っています。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法等により、  
施術所の看板、チラシ、屋外表示で、**広告が認められる内容は以下のとおり**です。

○ **あん摩マッサージ指圧、はり、きゆう**

- 1 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 2 業務の種類
- 3 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 4 施術日又は施術時間
- 5 もみりようじ
- 6 やいと、えつ
- 7 小児鍼（しょうにはり）
- 8 医療保険療養費支給申請ができる旨  
(申請には医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る)
- 9 予約に基づく施術の実施
- 10 休日又は夜間における施術の実施
- 11 出張による施術の実施
- 12 駐車設備に関する事項
- 13 あはき法第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨

○ **柔道整復**

- 1 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 3 施術日又は施術時間
- 4 ほねつぎ（又は接骨）
- 5 医療保険療養費支給申請ができる旨  
〔脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請には医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る〕
- 6 予約に基づく施術の実施
- 7 休日又は夜間における施術の実施
- 8 出張による施術の実施
- 9 駐車設備に関する事項
- 10 柔法第19条第1項前段の規定による届出をした旨

※ いずれの施術も、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項の広告はできません。

<参考>

2025年（令和7年）2月18日に厚生労働省から「**あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゆう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（あはき・柔整広告ガイドライン）について**」が発出されました。

この指針の目的は、利用者が正確な情報を得て適切な施術を受けられるようにすることであり、施術所の広告について利用者が誤解を招く表現を排除することを主眼としています。

施術所の広告についてはこの『**あはき・柔整広告ガイドライン**』に従って広告をするようにして下さい。

違法広告は罰金の対象であり、また、広告が病状悪化の原因になれば賠償請求等の民事訴訟の対象にもなります。くれぐれも、違法広告には御注意ください。